

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染拡大防止対策

職員等の対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- ・職員は職場と自宅との往復以外は最低限の外出にとどめる。
- ・面会者、委託業者等、職員などと接触する可能性がある者は、感染経路を断つことが重要。
- ・外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。
(マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等)

職員※

- ・出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は出勤しないことを徹底。
→過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過、呼吸器症状(咳、のどの痛み)や嗅覚や味覚の障害がある場合、改善するまでは同様。(引き続き健康状態に留意)
- ・該当職員については管理者に報告。確実な把握。

※直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

面会者

- ・面会を遮断する。
(ただし、コロナ感染以外の看取り等やむを得ない場合は、面会者と利用者の動線を完全に分離する等の対策をとった上で実施する。)

委託業者等

- ・物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・施設内には原則として立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、発熱が認められる場合はいかなる理由があっても立入を認めない。

利用者への対応

- 下記に該当する場合は「帰国者・接触者相談センター」へ電話連絡し、指示を受ける。
 - ・37.5℃以上又は呼吸器症状(咳、のどが痛い、息が荒い等)状態が2日以上続いた場合。
- その他、症状が継続している場合や、診断結果の確定までの間については「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル(改訂版)」も参考にしつつ、感染拡大に留意。
 - 【具体的対応】
 - ・疑いがある利用者を原則個室に移す。
 - ・個室が足りない場合は同じ症状の人を同室とする。
 - ・疑いがある利用者にケアや処置をする場合は、職員は使い捨てエプロン、アイゴーグル、サージカルマスク着用。
 - ・罹患した利用者は原則として居室内での生活とし、やむを得ず居室を出る場合は時間帯を分け、非罹患者との接触を遮断するなどゾーニングの徹底が必要。
- 担当する職員についても罹患や罹患の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等を担当する職員を分けることを徹底。
- 利用者の外出は短時間の散歩など最小限にとどめる。

その他

新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については柔軟な取り扱いが可能であるため留意すること。